

令和7年度

地域課題解決型先端サービス実装化支援事業
(地域企業等支援型)
補助金公募要領

地域課題解決型先端サービス実装化支援事業実施要綱、地域課題解決型先端サービス実装化支援事業補助金交付要綱等、市のホームページに掲載している資料を必ずご確認ください。

令和7年6月

会津若松市役所 企画政策部 情報戦略課

－ 目 次 －

1	事業の目的	2
2	補助対象者	2
	（1）要件	2
	（2）進出企業等との連携	2
	（3）留意事項	3
3	補助対象経費等	3
	（1）補助対象経費	3
	（2）補助率及び限度額	3
	（3）留意事項	3
4	応募書類及び応募方法	4
	（1）応募書類	4
	（2）提出期限	4
	（3）提出先	4
	（4）提出方法	4
	（5）提出部数	5
	（6）留意事項	5
5	応募書類等の審査	5
	（1）審査の体制	5
	（2）審査の手順	5
	（3）審査の観点	6
6	状況報告及び実績報告	6
	（1）状況報告	6
	（2）実績報告	7
7	スケジュール（予定）	7
8	担当課（応募書類提出先）・問い合わせ先	7

1 事業の目的

本事業は、地域の企業や団体等（以下「地域企業等※¹」という。）を対象に、進出企業等※¹が提供する情報通信技術等※²を活用したサービス導入を支援することで、スマートシティ会津若松の取組を地域に展開・波及させ、地域課題の解決のさらなる促進と地域の活性化を目指すことを目的としています。

「第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に適合した取組が本事業の対象となります。

※1 地域企業等や進出企業等の定義については、「地域課題解決型先端サービス実装化支援事業実施要綱」等をご参照ください。

※2 情報通信技術等：ICT、AI、IoT、ロボット等先端技術全般とします。

2 補助対象者

（1）要件

本補助金による支援を受けようとする地域企業等は、次のいずれかを満たす必要があります。

- ① 本市内に本店又は主たる事業所を有する企業（個人事業主を含む）
- ② 本市内を主な活動地域とする団体（ただし、本事業による支援を受けることができるのは、当該団体の構成員が、市内に存する店舗・事業所等に先端サービスを導入する場合に限る。）

また、①又は②に類するものとして、「5 応募書類等の審査」に掲げる審査会が認めた企業又は団体については、対象となります。

（2）進出企業等との連携

本補助金による支援を受けようとする地域企業等は、進出企業等とのコンソーシアム組成や協定締結など、進出企業等との連携のもと、先端サービスを導入する取組を実施することを要件としています。

なお、この場合の進出企業等は、次のいずれかを満たす企業に限ります。

- ① 本市内に拠点等（下記施設への入居に限る。以下同じ。）を有する企業
- ② 本市内に拠点等を設けることが決定している企業（ただし、本事業による支援を受けようとする年度内に拠点等を設ける場合に限る。）
- ③ 一般社団法人 AiCT コンソーシアムの正会員又はサポート会員である企業
- ④ 一般社団法人 AiCT コンソーシアムへの入会が決定している企業（ただし、本事業による支援を受けようとする年度内に入会する場合に限る。）

ただし、①から④までに類するものとして、「5 応募書類等の審査」に掲げる審査会が認めた企業については、対象となります。

	施設名	所在地
1	行仁町第1サテライトオフィス	会津若松市行仁町 8-29
2	行仁町第2サテライトオフィス	会津若松市行仁町 8-29
3	スマートシティ AiCT	会津若松市東栄町 1-77

(3) 留意事項

- ① 過去3年以内に市税を滞納している者、交付申請時に暴力団排除について誓約できない者については、補助の対象とはなりません。
- ② 当該補助金を活用する地域企業等は、スマートシティサポーターの登録にご協力をお願いいたします。詳細は、選定結果通知の際に御案内します。

※ スマートシティサポーターとは

スマートシティ会津若松の取組について応援していただける方、興味のある方を「スマートシティサポーター」として募集しています。ご登録いただいた方には、スマートシティ会津若松に関するピックアップ情報をお届けするとともに、スマートシティサポーター同士の交流会や新しいデジタルサービスの体験会といった場を設けます。

3 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な経費（下記）のうち、予算の範囲内で補助交付の対象として市長が認める経費とします。ただし、不動産など資産形成につながるものや、補助事業の実施に直接必要かどうか判別が不明確なものは除き、補助事業に支出した金額を証拠書類によって確認できるものに限りします。

- ① 進出企業等が提供する先端サービスの導入に要する経費
- ② 進出企業等が提供する先端サービスを導入して行う課題解決や地域経済活性化等の取組に要する経費
- ③ その他補助事業の実施に必要と認められる経費

(2) 補助率及び限度額

補助対象経費の10分の10以内の額(限度額200万円)とします。なお、予算の範囲内での補助であり、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。

(3) 留意事項

申請書への虚偽記載、交付条件への違反、その他補助金の交付が適当でないと認められた場合には、補助金の支払いが完了した後であっても交付決定の取消しを行い、

補助金の全部又は一部の返還を命じる場合があります。

4 応募書類及び応募方法

(1) 応募書類

本事業への応募を希望される場合は、まず「意向確認書」の提出にご協力をお願いいたします。この書類は必須ではありませんが、事前に応募の意思を確認させていただくためのものです。

ア 意向確認書

イ 先端サービス導入事業計画書

ウ 収支予算書（地域企業等支援型）

エ 補助事業の実施に要する経費等が分かる書類（見積書の写し等）

オ 申請者が「2 補助対象者（1）要件」の①に該当する場合、本市内に本店又は主たる事業所を有することが確認できる書類

カ 申請者が「2 補助対象者（1）要件」の②に該当する場合、規約、構成員名簿、及び、補助事業を実施するすべての者について、本市に店舗・事業所等を有することを確認できる書類

キ 納税状況確認同意書

なお、申請者が、複数の法人等を構成員とする法人並びに「2 補助対象者（1）要件」の②に該当する場合、ウ及びキについては、補助事業を実施するすべての者が提出する必要があります。

(2) 提出期限

ア 意向確認書 令和7年7月29日（火）17時15分まで

イ～キ の書類一式 令和7年8月5日（火） 17時15分到着分まで受付

(3) 提出先

「8 担当課（応募書類提出先）・問い合わせ先」記載のとおり

(4) 提出方法

すべての応募書類は、メールにて、電子データ（ア・イ・ウ・キは word 形式、エ・オ・カは PDF 形式）を提出してください。なお、メールで応募書類の電子データを提出された際は、確認のため、必ず「8 担当課（応募書類提出先）・問い合わせ先」までお電話をお願いいたします。

(5) 提出部数

1 部

(6) 留意事項

- ・応募書類についてはすべて A 4 版としてください。
- ・イについては、補足資料等の添付は認めません（図や写真等は、計画書の記載枠内で使用してください）。
- ・原則、応募書類を提出した後、修正はできません。
- ・応募に要する一切の経費は、申請者の負担とします。
- ・応募書類は、本市が受理した段階で「公文書」となり、情報公開請求の対象となります。情報公開請求があった場合は、本市の情報公開条例に則って公開される場合があります。

5 応募書類等の審査

(1) 審査の体制

「地域課題解決型先端サービス実装化支援事業補助対象事業認定審査会」（以下「審査会」という。）において、応募書類等の審査を行います。委員は 5 人以内で構成することとし、その氏名は補助対象事業認定後に公表することとします。

審査会による応募書類等の審査結果を踏まえ、市長が交付の決定を行います。審査結果及び審査の経緯については、市から申請者に個別にお知らせする他、市ホームページで公表することがあります。

(2) 審査の手順

審査にあたっては以下のとおり、申請者から審査会に対し、応募内容の説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

① 開催予定

令和 7 年 8 月中旬

※審査会の日程は決まり次第、市ホームページに掲載するとともに、参加順、集合時間その他詳細は、応募者に後日改めて通知します。

② 場所

会津若松市内（未定）

③ 出席者

1 申請者あたり 2 名以内とします（ただし、申請者及び、連携する事業者等々として事業計画書に記載されている者に限る）。

④ 説明時間

1 申請者あたり、プレゼンテーションは7分以内（質疑応答時間を含め15分以内）としますが、申請者数によっては調整を行う場合もあります。

⑤ 資料配布等

事前に提出した先端サービス導入事業計画書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止します。

(3) 審査の観点

①進出企業等との連携体制

- ・先端サービスを提供する進出企業等と具体的な連携体制が構築されているか（または構築される見込みであるか）。
- ・先端サービスを提供する進出企業等との連携にあたり、役割分担が明確かつ具体的に示されているか。

②先端サービス導入による課題解決

- ・導入する先端サービスは、申請者の課題解決に効果があると認められるか。
- ・事業の評価指標としてふさわしく、解決を目指す課題に関連した KPI（重要評価指標）が設定されているか。

③事業の新規性

- ・事業は、単なる既存技術の活用・既存サービスの継続にとどまらず、その分野や業界においてまだ広く普及していない革新的なものであるか。

④事業の持続可能性

- ・導入する先端サービスは、申請者にとって適正な規模であり、過剰な投資となっていないか。
- ・事業のプロセスやスケジュール、費用負担等が具体的かつ実現可能であると認められるか。

⑤地域への波及効果等

- ・事業は、申請者の課題解決に留まらず、地域への波及効果が高いと見込まれるものであるか。
- ・事業は、人口減少対策として効果が見込まれるものであるか。

6 状況報告及び実績報告

(1) 状況報告

事業実施期間中、市からの求めに応じ、地域課題解決型先端サービス実装化支援事業遂行状況報告書（第3号様式）により、事業の遂行の報告を行っていただくことがあります。

(2) 実績報告

本年度末には、地域課題解決型先端サービス実装化支援事業実績報告書（第4号様式）により、実績報告を行っていただきます。

期限は、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の3月15日のいずれか早い日までとします。

7 スケジュール（予定）

項目	年月日等
事業募集開始	6月25日（水）
意向確認書（R7より）提出期限	7月29日（火）
応募書類提出期限	8月5日（火）
審査会（プレゼンテーション）	8月中旬
選定結果通知	8月下旬
交付申請書の提出	8月下旬
交付決定	8月下旬
事業実施・状況報告	令和7年8月下旬～令和8年3月（適宜）
事業完了・実績報告書	遅くとも令和8年3月15日まで
実績報告に伴う調査等	実績報告書提出以降
補助金額の確定	同上
補助金請求書の提出	補助金額の確定以降
補助金交付	令和8年4月下旬までに交付

8 担当課（応募書類提出先）・問い合わせ先

本補助金に関するお問合せにつきましては、できる限りメールでお願いいたします。

また、質問と回答内容の共有のため、質問者名を伏せた上で、市ホームページに掲載する場合があります。

会津若松市役所企画政策部情報戦略課スマートシティ推進グループ

所在地：〒965-0873 会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-23-4186 FAX：0242-39-1412

メール：smart@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

本補助金の市ホームページについて

『地域課題解決型先端サービス実装化支援事業補助金について』

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2022100500011/>

